

いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

岩手県知事 増田 寛也

岩手県規則第13号

いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

いわて県民情報交流センター条例施行規則（平成18年岩手県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区分		単位	利用料金の上限額（1回につき）	区分		単位	利用料金の上限額（1回につき）
附属の設備	[略]			[略]			
	ホール・ ホール以 外の施設 共通	[略]		[略]			
		スクリーン	[略]		[略]		
		移動型プロ ジェクター1	[略]		[略]		
		[略]		[略]			
		金屏風	[略]		[略]		
		折りたたみテ ーブル	[略]		[略]		
		[略]		[略]			
		[略]		[略]			
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							
附 則							
この規則は、公布の日から施行する。							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。